

「指定特定相談支援（計画相談支援）」重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ どうじぎょうしょ していそだんしえん さーびす かん りょうけいやく ていけつ きぼう
本重要事項説明書は当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望

かた たい しゃかいふくしほうだい じょう もと じぎょうしょ がいよう ていきょう そうだんしえん
される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の

ないよう けいやくじょう ちゅうい せつめい
内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん おおさかして いくせいかい 社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
しょざいち 所在地	おおさかしてんのうじくひがしこうづちょう ばん ごう おおさかしりつしゃかいふくしせんたーない 大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター内
でんわ 電話・FAX	でんわ 電話：06-6765-5621 FAX：06-6765-5623
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう こいすみ いとこ 理事長 小泉 いと子
せつりつねんげつ 設立年月	へいせい ねん がつ にち 平成 7年12月1日

2. 事業所の概要

じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	していそだんしえんじぎょうしょ ひがしなりいくせいえん 指定相談支援事業所 東 成 育成園
さーびす サービスの 主たる利用者	しんたいしやう しゃ ちてきしやう しゃ 身体障がい者 知的障がい者 せいしんしやう しゃ なんびやうどう 精神障がい者 難病等
おおさかししていじぎょうしょばんごう 大阪市指定事業所番号	していけいかくそだんしえん ごう へいせい ねん がつ にちしてい 指定計画相談支援 2731500043号 (平成24年4月1日指定)
しょざいち 所在地	おおさかしひがしなりくおおいまざとし ちょうめ ばん ごう 大阪市東成区大今里西1丁目1番15号
れんらくさき 連絡先	でんわ 電話：06-6981-0770 FAX：06-6981-0703
そだんたんとうしゃ 相談担当者	たんとうしゃしめい いしばしこうじ やなぎだよしこ すみざわしやうこ 担当者氏名：石橋孝治 柳田義子 住澤祥子

<p>つうじょう じぎょうじっしちいき 通常の事業実施地域</p>	<p>おおさかしぜんいき 大阪市全域</p>
<p>じぎょうしょ おこ 事業所が行なう た していしやう 他の指定障がい しゃさーびすとう 者サービス等</p>	<p>せいかつかいご しゅうろうけいぞくしえん がた にちちゅういちじ していちいきそくだんしえん 生活介護・就労継続支援B型・日中一時・指定地域相談支援</p>
<p>じぎょう もくてき 事業の目的</p>	<p>していとくていそくだんしえん けいかくそくだんしえん じぎょう かん ひつやう じんいんおよ うんえい 指定特定相談支援（計画相談支援）事業に関し、必要な人員及び運営に かん じこう さだ じぎょう えんかつ うんえいかんり はか りやうしやとう 関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者等の い し およ じんかく そんちやう つね どうがいりやうしやとう たちば た てきせつ そくだん 意志及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談 しえん ていきやう はか もくてき 支援の提供を図ることを目的とします。</p>
<p>うんえいほうしん 運営方針</p>	<p>① りやうしや ゆう のうりよくおよ てきせい おうじ じりつ にちじやうせいかつまた 利用者がその有する能力及び適性に應じ、自立した日常生活又は しゃかいせいかつ いとな はいりよ しえん おこ 社会生活を営むことができるよう配慮して支援を行ないます。</p> <p>② りやうしや しんしん じやうきやう お かんきやう おう 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに應じて、 りやうしや せんたく もと てきせつ ほけん いりやう ふくし しゅうろう きやういくなど 利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労・教育等の さーびす たやう じぎょうしや そうごうてき こうかてき ていきやう サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよ うはいりよ おこ う配慮して行ないます。</p> <p>③ りやうしや いしなら じんかく そんちやう つね りやうしや たちば 利用者の意思並びに人格を尊重し、常に利用者の立場にたっ ていきやう さーびす とくてい しゆるい とくてい じぎょうしや ふとう 提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に かたよ こうへいちゅうりつ おこ 偏ることのないよう、公平中立に行ないます。</p> <p>④ ちいき かくかんけいきかん れんけい はか しゃかいしげん かいせん かいはつ つと 地域の各関係機関と連携を図り、社会資源の改善・開発に努めます。</p>

3. 事業所の営業日・営業時間・サービス提供日・サービス提供時間

<p>えいぎやうび 営業日・ えいぎやうじかん 営業時間</p>	<p>げつやうび きんやうび 月曜日～金曜日 9：00～17：45 ただ こくみん しゅくじつ がつ にち がつ か (但し国民の祝日、12月29日から1月3日まではのぞきます)</p>
<p>さーびす ていきやうび サービス提供日・ さーびす ていきやうじかん サービス提供時間</p>	<p>げつやうび きんやうび 月曜日～金曜日 9：00～17：45 ただ こくみん しゅくじつ がつ にち がつ か (但し国民の祝日、12月29日から1月3日まではのぞきます)</p>

4. 職員の体制

<主な職員の配置状況>

管理者の氏名 石橋 孝治

職		数	
管理者	<p>1) 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行ないます。</p> <p>2) 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ないます。</p>	<p>常勤 1人</p>	<p>兼務</p>
相談支援専門員	<p><基本相談支援></p> <p>障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行ない、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行ないます。</p> <p><指定サービス利用支援></p> <p>支給決定または支給決定の変更前に、利用者等との面接を行ない、利用者または家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行ない、サービス等利用計画を作成します。</p> <p><指定継続サービス利用支援></p> <p>市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行ないます。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行ないます。</p>	<p>常勤 3人</p>	<p>兼務</p>

当事業所では、利用者に対して指定特定相談支援（計画相談支援）を提供する職員とし

て、上記の職種を配置します。

5. 当事業所が提供するサービスの概要

(1) サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は家族等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

〈アセスメント〉

利用者及びその家族等に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行ないます。

〈利用計画案の作成〉

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は計画の原案を作成し、利用者又は家族等に交付します。

〈サービス担当者会議の開催〉

支給決定等が行なわれた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行なったサービス等利用計画又は利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

〈利用計画の交付〉

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者又は家族等の同意を得た上で、サービス等利用計画支援を完成し、利用者及び家族等並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

<p>けいかく じっしじょうきょう 計画の実施状況の はあくおよ けいかく へんこうとう 把握及び計画の変更等</p>	<p>りようしゃおよ かぞくとう ふくしサービス等 じぎょうしゃ れんらく けいぞくてき 利用者及びその家族等、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に おこ さくせい サービス等利用計画の実施状況を把握し、必要 おう けいかく へんこう かんけいしゃ ちょうせい おこ あら しきゅう に応じて計画の変更、関係者との調整を行ないます。また、新たな支給 けつていとう ひつよう みと ばあい りようしゃまた かぞくとう たい 決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は家族等に対し、 しきゅうけつていとう かがわ しんせい かんしょう おこ 支給決定等に係る申請の勧奨を行ないます。</p>
-------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

りようしゃ ごじじょう たんとうしゃ へんこう きぼう ばあい そうだんまどぐち
利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、下記相談担当者まで相談
ください。

あ) そうだんたんとうしゃしめい いしばしこうじ やなぎたよしこ すみざわしょうこ
ア) 相談担当者氏名 石橋孝治 柳田義子 住澤祥子

い) れんらくさきでんわばんごう 06-6981-0770
イ) 連絡先電話番号

う) うけつけび うけつけじかん げつようび きんようび 9:00~17:30
ウ) 受付日・受付時間 月曜日～金曜日

(ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日は除く)

※担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行ないますが、
とうじぎょうしょ じんいんだいせい きぼう ばあい
当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことをあらか
じめご了承ください。

7. 利用料金

(1) 計画相談支援給付費に関するサービス利用料金について

じぎょうしゃ ほうりつ きてい もと しちょうそん サービス利用料金 そうとう きゅうふ
事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を

じゅりょう ばあい ほうていだいりじゅりょう りようしゃ ぶたん
受領する場合（法定代理受領）は、利用者のご負担はありません。

じぎょうしゃ かいごきゅうふひがく だいいりじゅりょう おこ ばあい りようりょうきん サービス提供
事業者が介護給付費額の代理受領を行なわない場合は、利用料金をサービス提供

よくげつ にち じぎょうしゃしていぎんこうこうざ しはら ばあい
翌月の10日までに、いったん事業者指定銀行口座にお支払いいただきます。この場合、

りようしゃ サービス提供証明書 こうふ サービス提供証明書
利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と

「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます)

(2) 交通費について

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金の支払方法

前記(2)の料金は料金が発生した都度、現金でお支払いいただきます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行なう相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者(りようしゃ)に説明するとともに、利用者及びその家族等(かそくとう)に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮(はいりよ)します。

利用者から特定の相談支援専門員(そうだんしえんせんもんいん)を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望(ようぼう)がありましたら、ご相談(そうだん)ください。

9. 虐待の防止について

事業者(じぎょうしゃ)は、利用者等(りようしゃとう)の人権擁護・虐待防止等のために「障害者虐待防止、障害者の擁護者(ようごしゃ)に対する支援等(たいしえんとう)に関する法律(ほうりつ) (平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待(ぎゃくたい)の早期発見(そうきはっけん)並びに国や地方公共団体(くにちほうこうきょうだんたい)が講じる施策(しやく)に協力(きょうりょく)するよう努めるとともに、下記(かき)の対策(たいさく)を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関わる責任者 管理者 石橋 孝治

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 秘密の保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生

労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのための

ガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

◎指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という）は、

業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

◎また、秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。

◎事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持さ

せるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、そ

の秘密を保持するべき旨を従業者等との雇用契約の内容とします。

②個人情報保護について

◎事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議

等^{とう}で使用する等^{しやう}、他^たの障^{しょう}がい福祉^{ふくし}サービ^{さー}ス事業^{じぎやう}者^{しや}等に^{とう}、利用^{りやう}者^{しや}の個人^{こじん}情報^{じやうほう}を
提供^{ていきやう}しません。また、利用^{りやう}者^{しや}の家族^{かそく}の個人^{こじん}情報^{じやうほう}についても、当^{とう}該^{がい}利用^{りやう}者^{しや}の家族^{かそく}か
らあらかじめ文^{ぶん}書^{しよ}で同意^{どうい}を得^えない限り^{かぎ}、サービ^{さー}ス担^{たん}当^{とう}者^{しや}会^{かい}議^ぎで使用する等^{しやう}、他^たの
福祉^{ふくし}サービ^{さー}ス事業^{じぎやう}者^{しや}等に^{とう}利用^{りやう}者^{しや}の家族^{かそく}の個人^{こじん}情報^{じやうほう}を提供^{ていきやう}しません。

◎事業^{じぎやう}者^{しや}は、利用^{りやう}者^{しや}及^おびそ^かの家族^{かそく}に關^{かん}する個人^{こじん}情報^{じやうほう}が含^{ふく}まれる記^き録^{ろく}物^{ぶつ}（紙^{かみ}による
もの他^{ほか}、電^{でん}磁^じ的^{てき}記^き録^{ろく}を^{ふくむ}含む）につ^いては、善^{ぜん}良^{りやう}な管^{かん}理^り者^{しや}の注^{ちゆう}意^いをも^かんり
また処^{しよ}分^{ぶん}の^{さい}際^{さい}にも第^{だい}三^{さん}者^{しや}へ^{ろう}の漏^{ろう}洩^{えい}を^{ほう}防^{ぼう}止^しするものとし^ます。

◎事業^{じぎやう}者^{しや}が管^{かん}理^りする情^{じやう}報^{ほう}につ^いては、利用^{りやう}者^{しや}の求^{もと}め^おに^{ない}応^{おう}じてそ^かの^{かい}内^じ容^{じやう}を^{かい}開^{かい}示^じする
こととし、開^{かい}示^じの^け結^{けつ}果^か、情^{じやう}報^{ほう}の^{てい}訂^{てい}正^{せい}、追^{つい}加^かま^たは^{さく}削^{さく}除^{じよ}を^{もと}求^{もと}め^られた^ば場^ば合^{あい}は、^ち遅^ち滞^{たい}
なく調^{ちやう}査^さを^お行^りない、利^り用^{りやう}目^{もく}的^{てき}の^た達^{たつ}成^{せい}に^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}な^{はん}範^{はん}圍^い内^{ない}で^{てい}訂^{てい}正^{せい}等^{とう}を^お行^りな^うものとし^ま
す。（開^{かい}示^じに^{さい}際^{さい}して^{ふく}複^{ふく}写^{しゃ}料^{りやう}な^どが^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}な^ば場^ば合^{あい}は^{りやう}利^{りやう}用^{しや}者^{しや}の^ふ負^ふ担^{たん}と^なり^ます。）

11. 緊急^{きんきゆう}時^じの対^{たい}応^{おう}方^{ほう}法^{ぽう}につ^いて

①指^し定^{てい}計^{けい}画^{かく}相^{さう}談^{だん}支^し援^{えん}の^{てい}提^{てい}供^{きやう}中^{ちゆう}に、利^{りやう}用^{しや}者^{しや}に^{しやう}症^{じやう}状^{じやう}の^き急^{きゆう}変^{へん}が^{しやう}生^{せい}じた^ば場^ば合^{あい}そ^たの他^た
必^{ひつ}要^{よう}な^ば場^ば合^{あい}は、^{すみ}速^{すみ}や^かに^{しゆ}主^{しゆ}治^じ医^いへ^{れん}の^らく^お連^{れん}絡^{らく}を^お行^りな^う等^なの^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}な^そ措^そ置^ちを^こ講^{こう}じ^ると^とも
に、利^{りやう}用^{しや}者^{しや}が^しあ^らか^じめ^し指^し定^{てい}する^{れん}連^{れん}絡^{らく}先^きに^{れん}連^{れん}絡^{らく}を^しま^す。

②上^{じやう}記^き以^い外^{がい}の^{きん}緊^{きん}急^{きゆう}時^じに^おい^て、利^{りやう}用^{しや}者^{しや}に^{しやう}症^{じやう}状^{じやう}の^き急^{きゆう}変^{へん}が^{しやう}生^{せい}じた^ば場^ば合^{あい}そ^の他^た必^{ひつ}要^{よう}な
場^ば合^{あい}に、^か下^か記^きの^{たい}対^{たい}応^{おう}可^か能^{ねい}時^じ間^{かん}に^{れん}連^{れん}絡^{らく}を^う受^{さい}けた^{りやう}際^{さい}は、^{りやう}利^{りやう}用^{しや}者^{しや}の^{じやう}状^{たい}態^{たい}に^お応^{おう}じて、^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}
な^{たい}対^{たい}応^{おう}を^お行^りない^ます。

連^{れん}絡^{らく}先^き：電^{でん}話^わ：06-6981-0770（対^{たい}応^{おう}可^か能^{ねい}時^じ間^{かん} 9：00～17：45）

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保ジャパン日本興亜

保険名 ウォームハート

保障の概要 賠償責任保険

13. 身分証携帯義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 利用者の記録や情報の管理等

事業所では、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定特定相談支援（計画相談支援）サービスを提供した日から5年間です。

* 事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障がいの状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

えつらん ぶくしゃ うけつけ 閲覧・複写の受付	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※担当者不在の場合もありますので、事前に でんわ かくにん うえ らいしょ くだ 電話などで確認の上、来所して下さい。
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

16. 苦情、虐待等の受付について

- (1) 苦情、虐待等の受付及びサービス利用等のご相談

とうじぎょうしょ 当事業所 ごりようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> • まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者 • ごりようじかん ご利用時間 • でんわばんごう 電話番号 • FAX 	やなぎたよしこ 柳田義子 9:00～17:45 06-6981-0770 06-6981-0703
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

- (2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場か

ら当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者は、当事業所へ

の苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃいいん 第三者委員	おおがき たかこ 大垣 孝子	でんわばんごう 電話番号 06-6974-8023
	はしもと てるえ 橋本 輝枝	でんわばんごう 電話番号 06-6975-0200

(3) ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん
行政機関その他苦情受付機関

ひがしなりくほけんふくしか 東成区保健福祉課	しよざいち 所在地 おおさかしひがしなりくおおいまぎとにし 大阪市東成区大今里西2-8-4 でんわばんごう 電話番号 06-6977-9857 うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび 月曜日～金曜日 9:00～17:30
おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	しよざいち 所在地 おおさかしちゅうおうくたにまち かい 大阪市中央区谷町7-4-15 2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 うけつけじかん 受付時間 げつようび きんようび 月曜日～金曜日 10:00～16:00

17. していけいかくそうだんしえん じっしかいしかのうねんがっぴ
指定計画相談支援の実施開始可能年月日

あなたの指定計画相談支援が開始されるのは、平成 ねん がつ 日にち です。

18. じゅうようじこうせつめいしょ ねんがっぴ
重要事項説明書の年月日

この重要事項説明書の説明年月日は、平成 ねん がつ 日にち です。

じゅうようじこうせつめいしょ ないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
重要事項説明書の内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成

24年3月31日厚生労働省令第28号)第5条の規定に基づき、利用者(りようしゃ)に説明(せつめい)を行いました。

所在地 おおさかしひがしなりくおおいまざとし ちょうめ ばん ごう
大阪市東成区大今里西1丁目1番15号

法人名 しゃかいふくしほうじん おおさかして いくせいかい
社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会

事業所名 していそつだんしえんじぎょうしょ ひがしなりいくせいえん
指定相談支援事業所 東成育成園

管理者 いしばし こうじ
石橋 孝治

説明者職名 そつだんしえんせんもんいん 相談支援専門員 氏名 _____ 印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい たし う
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 じゅう しょ 住所 _____

氏名 _____ 印

※代筆の場合、代筆者の名前・利用者との関係も書いてください。

代筆者 じゅう しょ 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

代理人または立会人等 じゅう しょ 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____